**外国人の場合：**

**家財道具の輸入：**

次の条件を満たせばルーマニアに関税とVAT無しで輸入できます：

 ▪ 荷物の所有者が、主たる住まいの住所を海外からルーマニアに変える。

 ▪ 所有者はルーマニア国外に１年以上滞在していた。

 ▪ 家財道具は個人使用目的のみの輸入。通関手続きから２年経つまでは販売はしない。

 ▪ 所有者は次の書類を提出する必要がある：

 1. **責任の陳述** (公証人役場からのもので、荷送人が家財道具を６ヶ月以上所有していて、販売目的で輸入するわけではないとルーマニア語で書かれた文書）

2. **委任状**（公証人役場から）

 3. **勤め先からの手紙**（または**"ADEVERINTA"**)—役職と雇用開始日がルーマニアで書かれた手紙

 4. **勤め先からの手紙**（または**"ADRESA VAMA"**）ルーマニア語で書かれた手紙

 5. **パッキングリスト**（ルーマニア語の翻訳をこちらで行うことも可能です）

 6. **INTERDEANが通関手続きを行う権利を与えることをルーマニア語で述べた文書**（または**"IMPUTERNICIRE"**）

 7. **賃貸契約書、不動産購入契約書のコピー**（２年の間に荷送人により署名されて、ルーマニア語で書かれたもの。金融行政にて登録されているもの。）

 8. **パスポートコピー**（一番最近のルーマニアのビザのページ）

 9. **会社の登録証明書のコピー**（経営者の場合）

 10. **居住許可書のコピー**

**帰国者の場合：**

**家財道具の輸入：**

次の条件を満たせばルーマニアに関税とVAT無しで輸入できます：

 **▪** 荷物の所有者が、別宅の住所を海外からルーマニアに変える。

 **▪** 所有者はルーマニア国外に１年以上滞在していた。

 **▪** 家財道具は個人使用目的のみの輸入。通関手続きから２年経つまでは販売はしない。

 ▪ 所有者は次の書類を提出する必要がある：

 1. **責任の陳述** (公証人役場からの物で、荷送人が家財道具を６ヶ月以上所有していて、販売目的で輸入するわけではないとルーマニア語で書かれた文書）

 2. **委任状**（公証人役場から）

 3. **パッキングリスト**（ルーマニア語の翻訳をこちらで行うことも可能です）

 4. **パスポートとルーマニア人IDのコピー**（最後の入国スタンプのページを含む）

 5. 海外での**雇用許可書 / 居住許可書のコピー**

 6. **海外で勤めていた会社からの手紙**

**荷送人が海外で１２ヶ月以上住んでいたことを証明する書類を提出できなければ、輸入に税金が課せられます。**

**外交官の場合：**

**必要書類：**

 1. **輸入申請書とパッキングリスト**（大使館が発行した物で、外務省から許可を得る必要がある。原本が２セット必要がある。一つ目は大使館と外務省の両方から印を押してもらい、２つ目は、大使館の印のみを押してもらう。）

 2. **INTERDEANが通関手続きを行う権利を与えることをルーマニア語で述べた文書（**大使館発行で、レターヘッドにプリントされたもの。または**"IMPUTERNICIRE"**という）

 3. **パスポートコピー**